

事務局説明資料

論点2 審査と評価(論点の整理)

論点1 登録制度の枠組み

1-1 制度の理念と目的

- すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みへ

1-2 対象範囲

- 地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体要件を撤廃

1-3 制度と連動した博物館振興策

- 制度を実効的なものとするため、多様な振興策（メリット）との連動が重要

1-4 審査基準

- 外形的な基準から、博物館機能・設備の保有や実質的な活動を評価する基準へ転換
- 一定の要件を備えた優れた博物館であることを証するよりの確な表現（「認証」「認定」等）を求める意見。名称独占についても検討。※法令上の整理が必要

論点2 審査と評価

2-1 審査主体・プロセス

- 審査に専門性が必要となるため、専門家による審査を実施
- 国、地方公共団体（教育委員会）の関与
 - ➔ 第三者組織に審査を移行／都道府県がそれぞれ審議会を組織／その他

2-2 質保証のための評価

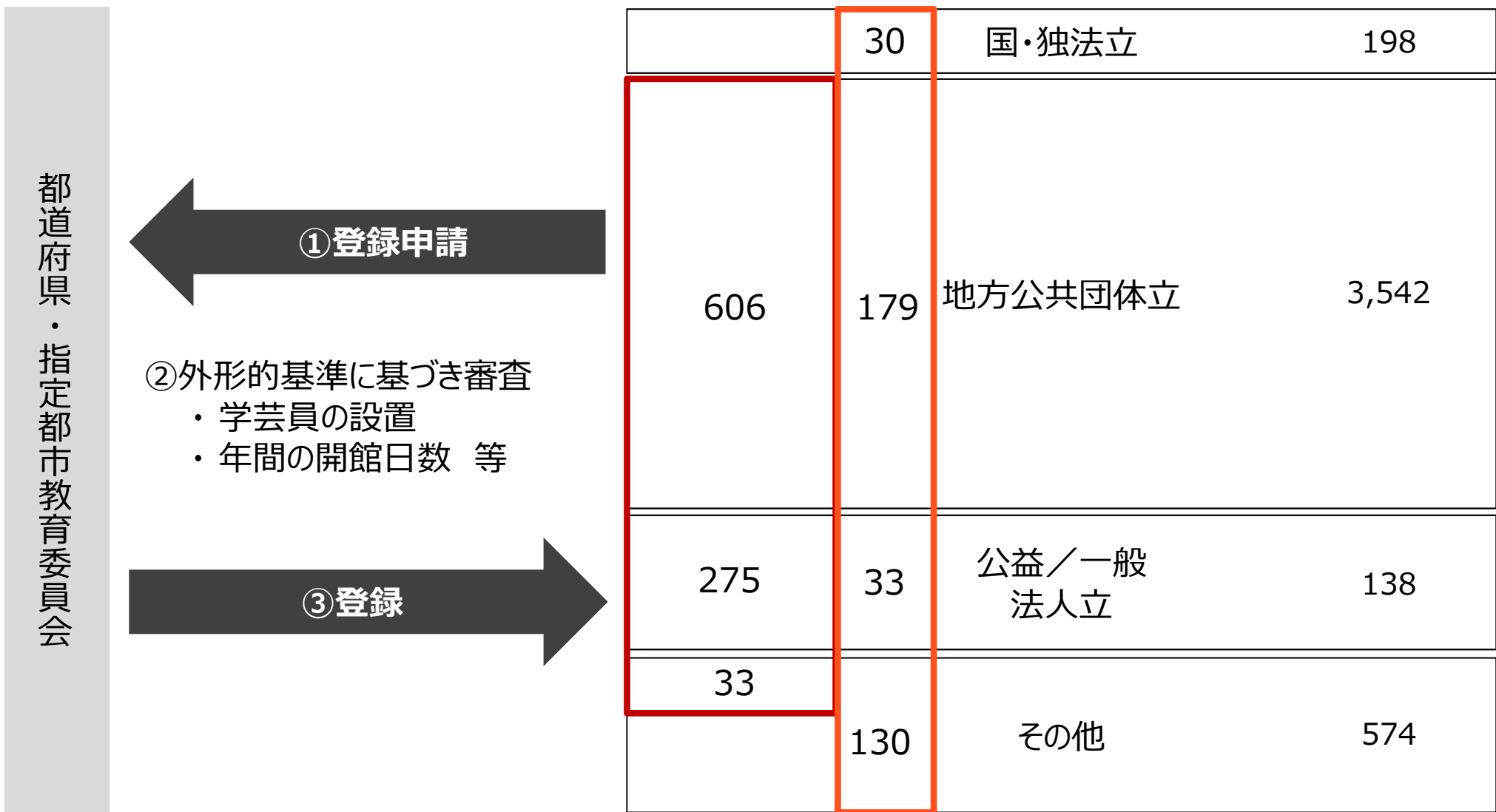
- 登録後の質保証の必要性を指摘する意見。
 - ➔ 更新制の導入／定期的なモニタリング／その他

論点3 学芸員資格

3-1 学芸員資格制度との関係

● 現行制度では、都道府県・指定都市教育委員会が審査を担当（相当施設の指定は一部国）

【現行制度】



都道府県教育委員会における博物館関係業務の実態に関する調査結果（平成19年5月）

都道府県教育委員会に平成18年10月1日を基準日に調査。以下、都道府県は「県」で統一。

博物館登録業務の状況

- 登録審査の実施主体は一般行政職員が34県、外部有識者等の審査委員会が6県
- 博物館登録審査基準要項を「都道府県教育委員会規則に内容を反映している」のが15県、「審査基準として参考にしている」のが29県
- 1県あたりの平均の博物館登録申請の処理件数は、年間0.43件
- 過去3年間で登録の申請がなかった県が14県（約3割）
- 登録博物館の定期的な確認調査を行っていない県が85%で大半

博物館相当施設指定業務の状況

- 博物館相当施設の取扱を特に都道府県教委規則で定めていないのが85%で大半
- 1県あたりの平均の指定審査の処理件数は、年間0.28件
- 過去3年間で相当の指定の申請がなかった県が31県（約3分の2）

博物館行政の状況

- 博物館業務の専任職員を設置しているのは6県のみ
- H15年の「望ましい基準」の定期的な確認・指導をしているのは僅かで、周知にとどまっているのが31県
- 私立博物館に報告を求めたり、指導助言を行っている県は3割程度



最新の状況を改めて調査する必要。どのような点を調査すべきか。

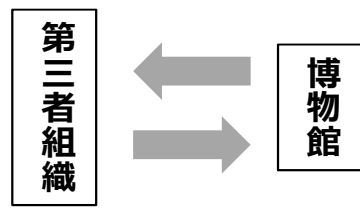
● 外形的審査から活動の質の審査への転換に伴い、専門的観点からの審査が必要。

案① 第三者組織

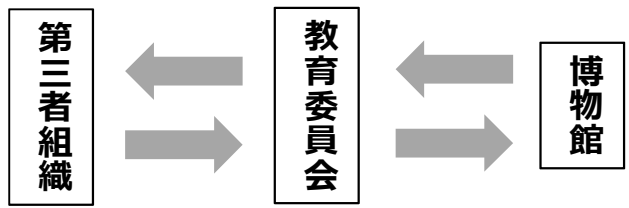
案② 教委&第三者組織

案③ 教育委員会

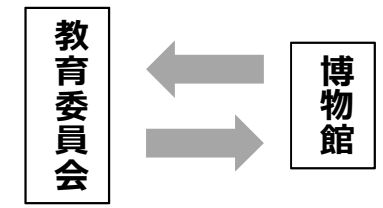
イメージ



- 第三者組織を新たに設置し、すべての申請窓口・審査を担う



- 第三者組織を新たに設置し、専門的審査を担う
- 申請の窓口と外形的審査等は引き続き教委



- 引き続き教育委員会がすべての申請窓口・審査を担う
- 専門的審査のために有識者会議を設置

メリット

- 全国を同じ水準で審査することが可能

- 専門的内容については、全国を同じ水準で審査することが可能
- 地域の状況に応じたきめ細かい対応が可能
- 行政指導が可能
- 都道府県行政との連携

- 地域の状況に応じたきめ細かい対応が可能
- 行政指導が可能
- 他の教育機関をはじめ都道府県行政との連携

課題

- 費用負担
- 行政としての指導ができない
- 地域の状況に応じた指導
- 都道府県行政との連携
- 都道府県行政における博物館行政のプレゼンスの低下

- 費用負担
- 法制度上の整理
- 国立館の取扱い

- 審査の専門性の確保、基準のばらつき、形骸化のおそれ
- 都道府県における負担
- 国立館の取扱い

- 外形的審査から活動の質の審査への転換に伴い、審査した質の維持・担保のための**定期的なチェックが必要**。

案① 更新制

案② 自己点検&モニタリング

案③ 更新&自己点検

イメージ

- 10年程度の単位で再度審査を受け、基準に満たなければ登録/認証が失効する仕組みの導入

- 各館が自らの活動について点検・評価を行い、その結果を定期的に公表
- 自己点検結果に基づき、審査主体において定期的にチェック

- 更新制を導入しつつ、自己点検・評価を組み合わせることで、更新の間隔を長くし、各館及び審査主体の事務的負担を軽減

メリット

- 登録/認証の質を高い水準で担保できる
➔ 制度のブランド・イメージの確保と維持
- 各館が自らの運営を見直す強力な機会となる
➔ 新制度の趣旨である各館が自らの運営を見直すことに貢献

- 自発的な点検・評価により、課題を発見し、活動の質を向上することを促進
- モニタリングにより、登録/認証の質を一定程度担保
- 更新制の導入と比較して、事務的負担はそれほど大きくない

- 更新制のメリットを享受しつつ、事務的負担を一定程度軽減できる

課題

- 更新の間隔によっては、各館の負担が大きい
- 審査主体の負担が大きい
(審査主体の組織が大きくなる
➔ 財政負担の増大)

- 形骸化のおそれ
- 定量的指標等の設定とその評価、それらに基づく指導の難しさ
- 各館、審査主体に一定の負担

- 更新の間隔によっては、各館の負担が大きい
- 審査主体の負担が大きい
- 定量的指標等の設定とその評価、それらに基づく指導の難しさ